

平成23年(ワ)第112号 損害賠償請求事件

原告 木村 富士子

被告 北海道



第1準備書面

平成23年11月9日

釧路地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 齋 藤 隆 広

被告指定代理人 地 紙 唯

林 修 久

佐 藤 伸 治

藤 田 大 貴

原 口 大 史

林 幸 定

佐 藤 将 史

村 中 信 行

関 渡 誠

大 川 善 照



第1 本件事故の概要

1 本件死亡交通事故の概要

- (1) 亡悟は、平成11年10月22日ころから行方不明となり、家族、教職員、同級生等が、中標津町や標茶町等を捜索していたが、同月25日になっても登校しないことから、原告の夫が、鑑路方面中標津警察署に行方不明者の届出に及んだ。
- (2) 同日午後2時5分頃、亡悟を捜索中の標茶高校教諭が、川上郡標茶町字西標茶69番地先町道の路外草地（以下「本件事故現場」という。）において、オートバイとともに倒れている亡悟を発見し、警察に通報したことから、弟子屈署は本件事故の発生を認知した。
- (3) 本件事故現場に臨場した弟子屈署員が実況見分を実施したところ、同所は、道路幅員5.8メートル、曲線半径150メートルの左に湾曲した下り坂で、国道274号線から標茶町栄方向に至る町道から右手の草地であり、道路からの高低差1.2メートル下方の草地内に、オートバイと亡悟が転落している状況であった。

また、転落場所付近のアスファルト舗装路面には、スリップ痕、ブレーキ痕等の事故の痕跡は認められず、下りの左カーブが終了する進路右側の草地を始点としてバイクと亡悟の方向に向かって、14.6メートルにわたり一条の草が寝た状態（草が直立しておらず、上部からタイヤにより圧迫されて倒れた圧迫痕の状態）が認められ、その先の立ち木2本の根本付近には、それぞれ木の皮が剥がれた新しい接触痕が認められた。

さらに、西側の立ち木付近の草むら内に、同オートバイのバックミラーや亡悟の靴などが散乱し、その先において、亡悟とオートバイが、草むらの中に横たわっていたものである（甲5、乙1の1、乙1の2-現場見取図）。

- (4) 弟子屈署員が本件事故現場に臨場した時点で、亡悟は既に死亡していた。
- (5) 弟子屈署員がオートバイについて捜査したところ、窃盗の被害品であるこ

とが判明した。また、亡悟は無免許であることを、原告から聴取した。

その後の捜査により、このオートバイは、亡悟が友人と共謀して、平成11年10月19日に中標津町管内で窃取したものであることが、判明した。

さらに、同年10月22日には、亡悟が同オートバイを運転するような話を友人が聞いていること、また、同日午後5時頃に、別の友人が亡悟からオートバイに乗ると聞き、ヤッケと軍手を貸していたこと、その後の行方が不明であること等が、判明したものである。

- (6) 以上のような、現場の草地のタイヤ痕、立ち木の接触痕、バイクの転落停止位置、関係者の供述等から総合的に判断し、弟子屈署は、亡悟が無免許でバイクに乗車し進行中、左に湾曲する下り坂に差し掛かった際に、速度の出し過ぎや不適切なハンドル操作等から、道路右路外にオートバイを転落させ、その衝撃により傷害を負い死亡したものであると判断し、平成12年2月15日に、亡悟を道路交通法違反被疑者（被疑者死亡）として、釧路地方検察庁に送致した。

2 釧路地方検察庁への送致等

(1) 送致事実

亡悟は、公安委員会の免許を受けずに、平成11年10月22日午後5時5分ころ、川上郡標茶町字西標茶69番地付近道路において自動二輪車（軽二・1釧路ふ3002号）を運転し、前記日時ころ、前記場所を進行するにあたり、同所は左方に湾曲する下り勾配の道路であったから、道路状況に応じて適宜速度を調節してハンドル、ブレーキを確実に操作し、道路に沿って安全に進行すべきであるのにこれを怠り、何らかの原因により自転車を対向車線に進出させて路外に転落させ、もって他人に危害を及ぼすような速度と方法で運転したものである。

(2) 処分結果

第2 原告の主張に対する被告の反論

1 訴状中の「第二 事実の概略説明」と題する項について

(1) 原告の主張

ア 原告は、弟子屈署員等は亡悟が殺害された事件の真相を知悉していたにもかかわらず、交通事故を装って現場の状況を偽装した、と主張する（訴状中の「第三 『弟子屈署員等』の職務行為の不法行為（民法第709条）構成」と題する項を参照。）。

その根拠として、弟子屈署警察官小野某作成の「平成11年10月23日付の写真撮影報告書」（甲1の1、2）は、亡悟が平成11年10月25日に発見されたと警察が公表していることと相違しており、この点からも、本件事故発生現場が偽装されたことが明らかであるなどと原告は主張する（訴状中の「第二 事実の概略説明」の4の項を参照。）。

イ 原告はまた、亡悟を殺害した真犯人は弟子屈署員等であるとも、主張する（訴状中の「第四 私の請求する損害賠償請求権の内訳（請求）」の3の項を参照。）。

(2) 被告の反論

ア 動機

上述（第1を参照。）したように、平成11年10月25日に、発見者からの通報により、弟子屈署は初めて本件交通事故を認知したものであり、それまでの間を通じて、弟子屈署員と亡悟との接点は、一切なかった。

また、弟子屈署員が亡悟を死亡させたりその死体を遺棄しなければならない、いかなる動機や理由もない。

この一事をもってしても、弟子屈署員が亡悟を殺害したりその死体を遺棄しなければならない動機など、まったくないのが明らかである。

イ 甲1の2（写真撮影報告書）

甲1の2の「写真撮影報告書」中の「二 撮影日時」の欄の「平成11年10月23日午前9時35分頃」との記載は、作成者の失念による単純な誤記であり、10月26日に撮影されたというのが正しい（乙2－電話通信用紙）。

そのため、平成15年2月6日付「写真撮影報告書の訂正について」と題する弟子屈署員作成の報告書（乙3－報告書）により、甲1の2の報告書中の上記の誤記を訂正したものである。

したがって、甲1の2中の撮影年月日に関する記述から、本件事故現場が偽装されたことが伺えるという原告の主張もまた、到底理由がない。

ウ 甲2（写真2葉）

甲2の上段の写真は、オートバイが転倒した状態のまま発見された本件事故現場の状況を撮影したもので、下段の写真は、同所でタイヤ部分を基点にその場にオートバイを引き起こし、笹藪を背景としてオートバイの右側面の状況を撮影したものであり、いずれも本件事故が認知された直後に実施された実況見分の際に、本件事故現場において撮影されたものである。

なお、上段の写真中の精円の囲みと下段の写真中の「溝？」「←」「→」の表記は、いずれも警察が付記したものではない。

いずれの写真にも、何ら不自然な点は何えない。

エ 甲5（見取図及び写真）

(7) 甲5の上段の図は、実況見分に基づき警察署が作成した、本件事故現場の見取図の一部であると思われる。

下段の写真のうち左下のいわゆる意写真とそれ以外の部分は、いずれも、本件事故を認知した際に警察署が本件事故現場において実施した実況見分の調書に添付されている写真の一部であると思料される（乙4の1、2－写真）。なお、この意写真は乙4の2、それ以外の部分は乙4

の1の一部であると思われ、そうであれば、これらは別業の写真である。

(f) 原告は、甲5上段の現場見取図ではオートバイの先頭が西向きで状態で転倒しているのに対して、下段の現場写真ではそれが東向きであるから、事故現場が偽装されたのだと主張したいのかも知れない。

(例 a) しかしながら、乙4の1の写真の右下に写っているオートバイの先頭部分が、画面に向かって右側、すなわち、甲5の下段の写真中の東西南北方向指標の西側を向いているのは、一見して明らかである。

b) 他方、乙4の2の写真(甲5の下段の写真中の窓写真)は、乙4の1の一部を抜粋したものではなく、実況見分の際これとは別に撮影されたものである。そこでは、オートバイの先頭部分は、画面に向かって左側に位置している。この写真は、道路から北側方向にカメラを向けて撮影したものであったから(甲5の図を参照)、その左側すなわち西側に、オートバイの先頭部分が写っているのである。

因みに、甲5下段の窓写真(乙4の2)の手前部分に写っている笹藪は、甲5下段の写真のそれ以外の部分(乙4の1)中のオートバイと道路の間に写っている笹藪である。この事実は、上述した撮影当時の状況が正しいことを、示している。

c) したがって、本件事故現場における実況見分の際に、オートバイの先頭部分が西側に位置していたことを、疑う余地はない。

(g) 以上から、原告は、乙4の1、2という別の写真を甲5の下段の写真に合成したうえで、窓写真があたかもそれ以外の部分(写真右下)中のオートバイの映像の拡大写真であるかのように指摘したうえで、オートバイの先頭は東向きに転倒しているのに見取図面はこれとは反対方向の西側に転倒しているように記載されているのだと主張している可能性が高い。

それゆえ、甲5に基づく上記の原告の主張もまた、到底理由がない。

オ 甲6(写真2業)

(7) 原告は、甲6の上段の写真（本件事故現場からオートバイを弟子屈署に移動した後に同署で撮影した写真（乙4の3、甲1の報告書に添付の写真）の一部を拡大したものである。）の枠内の部分（左後部のカウリング部）からは損傷が認められない一方で、同じ箇所が撮影されている下段の写真の黄色の部分には損傷しており、両写真が撮影される間に、弟子屈署員がオートバイに何らかの偽装工作をしたものである、と主張するようである。

(8) ところで、甲6の下段の写真は、実況見分調書に添付されている乙4の4の写真（本件事故現場で撮影されたもの）の一部を拡大したものであると思われるが、そこには、甲6上段の写真中の枠内に相当する箇所の損傷を示す痕跡は何もない。

甲6の写真の詳細を確認すると、下段の写真については、カウリングのプラスチック部に土砂や草と思われるものが写り込んでいることが確認できる。これらがカウリング部の一部の影となっており、原告はこれを破損であると誤認した可能性が疑われる。

ちなみに、カウリングの中央部前後の白色ラインが直線であり、カウリング下部の緩いカーブも変形していないことから、破損していないのが明らかといえる。

(9) 以上のとおり、甲6の上段、下段のいずれの写真にも、破損している箇所は認められないのであるから、両者が相違することを前提とする上記の原告の主張もまた、失当である。

2 訴状中の「第三 『弟子屈署員等』の職務行為の不法行為（民法709条）構成」と題する項について、

(1) 原告の主張

甲1の1、2（写真撮影報告書）に関する上述のような問題点に鑑みるな

らば、死体を遺棄し本事故現場を偽装したのは、弟子屈署員以外には考えられない、と原告は主張する。

(2) 被告の反論

けれども、上述(1)(2)イ)したとおり、そこに記載されている撮影年月日が実際に撮影された日と異なっているのは、単純な誤記を原因としているのだから、これを理由に警察が偽装工作を試みたという主張には、論理の飛躍がある。

また、甲5、6の写真や図画についても、上述のとおり、原告が指摘するような不自然な点は、なんら認められない。

したがって、上記の原告の主張には、到底理由がないのである。

3 その他の甲号証に関する被告の主張

原告が提出する他の書証のうち、反論の必要が認められるものについて、以下に主張する。

(1) 甲7(ニュースの引用文書)

ア 甲7の記事は、被害者が殺害された後に26年間その所在が判明せず、被疑者の遺体隠しにより遺族がその事実を知らなかったために賠償を請求できなかった事案において、被害者保護の観点から賠償請求権は時効により消滅しないとされ、被疑者に賠償責任が認められた裁判例に関するものであり、本件とは明らかに事案を異にしている。

イ 本件では、遺体の隠蔽などなく、亡者の遺体は発見された当日に遺族に引渡されていた。

また、犯行に及んだことを自白した者に対する賠償請求である上記の事案とは異なり、本件は捜査機関に対する国家賠償請求であるのみならず、後述(第3)のとおり、原告は、遺体が発見された直後から、弟子屈署員等の捜査方法等に疑念を抱いており、以後はいつでも損害賠償を請求できた

ものである。

(2) 甲9 (写真2葉)

ア 原告は、①甲9の上段のオートバイの写真には「ブライボ」なるものが写っているのに、下段の写真にはそれが見られず、②甲9の下段の写真には「跳ね上がり」が見られるが、上段の写真には「ブライボ」も「跳ね上がり」も見られないから、警察が偽装工作に及んだ事実が伺えると主張するようである。

イ そもそも、「ブライボ」なるものがどのような物体を意味するのかが明らかではない以上、原告のこの主張は意味不明であるというより他ない。

被告は、当該オートバイの製造者（ヤマハ発動機株式会社）に対して、「ブライボ」なる名称の部品の存否について確認したが、「『ブライボ』という部品は、ヤマハのオートバイには使われていません」という回答を得た（乙5－電話通信用紙）。

ウ(7) 因みに、甲9の上段の写真は、オートバイを本件事故現場から弟子屈署に移動した際に撮影した写真の一部を拡大したものと思われ（乙4の5－写真）、下段の写真は、同現場において実施された実況見分の際に撮影された写真の一部を拡大したものと思料される（乙4の6－写真）。

けれども、両者の写真中の原告が指摘する部分を比較した場合、そこにはなんらの相違も見られない。

ウ(8) さらに、原告が「跳ね上がり」と指摘する甲9の下段の写真の部分については、これに相当する写真と思料される乙4の6の該当箇所を注意深く観察すると、それは、オートバイの破損した部品が、裏返しになった筈の一部であると思われる。

エ 以上により、上記の原告の主張に理由がないのは、明白である。

(3) 甲10 (調書)

ア 原告の説明によれば、甲10の上段の写真は、死体見分調書中の一部で

あり、下段の写真は実況見分調書中の筆跡の拡大したものとのものである。

これに基づく原告の主張が明確ではないが、いずれの書面も、偽装工作を試みた同一の人物である「小野寺某」が作成したのだ、と指摘したいのかもしれない。

イ けれども、双方の写真中の「茶」以外の、たとえば「標」「町」の字を比較すれば一見して明らかなように、いずれの字体や筆跡にも顕著な相違点が見られるから、これらを同一人物のものであると断定することはできない。

ウ また、百歩譲って、これらの筆跡が同一の人物のものであったと強いて仮定しても、死体見分調書と実況見分調書の両書面の作成者が同一人物であることから偽装工作が推定されるという原告の主張には、明らかに論理の飛躍がみられる。

第3 消滅時効の援用

上記のとおり、原告の主張に理由がないことは明らかであるが、これを前提としても、原告が弟子屈署員の不法行為なるものを知った日は、亡悟が発見された日である平成11年10月25日であり、その際に同署員から本件事故の内容について説明を受け、この時点から被告に対して損害賠償請求権を行使することが可能であったのだから、遅くともそのころには、民法724条前段の「損害及び加害者」を知ったというべきである。

あるいは、亡悟が発見された日には、弟子屈署員等に対する容疑なるものが原告にとっていまだ判然としていなかったとしても、原告は、平成14年12月に釧路地方検察庁において本件事故の事件記録を閲覧した際にデジタルカメラでこれを接写し（甲3の21頁1段目13行目には、平成14年12月に原告が同検察庁において実況見分調書を閲覧した際に持参したカメラでこれを複写したとの記述が見られる。）、遅くとも平成15年8月には、同月に発行さ

れた甲3（「フライデー」誌の抜粋）に記載されているとおり、マスコミの取材に応じ、弟子屈署員の捜査について疑念を抱いているとの考えを表明していたのであるから、この時点で「損害及び加害者」を知ったものである。

したがって、上記のいずれの日から3年を経過した時点で既に消滅時効が完成していることになるから、被告は、本準備書面において、短期消滅時効（国賠法4条、民法724条前段）を援用する。

第4 結論

よって、原告の主張にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上